

災害時及び平常時における防災活動への協力に関する協定書

岡　　山　　県

イオンリテール株式会社

災害時及び平常時における防災活動への協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社（以下「乙」という。）とは、岡山県下において地震、風水害等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における生活必需品等の物資（以下「物資」という。）の供給及び災害時以外の場合（以下「平常時」という。）における防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（支援内容）

第1条 災害時において、甲は乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 物資の調達が必要と認められる場合において、物資の供給すること。
- (2) 乙の岡山県下の店舗の駐車場等を被災者等に対し、一時避難場所として可能な範囲において提供すること。
- (3) 前号の規定に基づき受け入れた一時避難者等に対し、トイレの使用の便宜を図ること。

（要請の手続）

第2条 甲は、前条第1号に掲げる事項を要請する場合においては、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又は口頭をもって要請し、事後に速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請する理由
- (2) 要請する物資の品目及び数量
- (3) 引渡日及び引渡場所
- (4) 輸送方法
- (5) その他必要な事項

2 甲は、前条第2号及び第3号に掲げる事項を要請する場合においては、電話又は口頭により行うものとする。ただし、通信の途絶等の事由により甲が要請を行うことができない場合は、災害時における緊急性に鑑み、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において実施するものとする。

（物資の供給協力）

第3条 乙は、第1条第1号に掲げる事項について要請を受けたときは、物資の安定供給に努めるとともに、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

2 甲が乙に要請する物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料
- (2) 飲料水
- (3) 生活必需品
- (4) その他

3 乙は、前項の規定に基づき要請を受けた場合には、乙が保有又は調達可能な物資を供給するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第4条 物資の輸送は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して輸送の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が物資を運搬し、供給する際には、車両を緊急通行車両として通行できるように支援

するものとする。

3 物資の引渡し場所は甲が指定し、当該場所において甲の職員又は甲の指定する者が物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(報告)

第5条 乙は、前条第3項の引渡しを行った場合には、甲に対し、次に掲げる事項について文書をもって実績報告を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又は口頭をもって報告し、事後に速やかに文書を提出するものとする。

(1) 供給した物資の品目及び数量

(2) 引渡日及び引渡場所

(3) 輸送方法

(4) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 甲が供給を受けた物資の対価及び乙又は乙の指定する者が行った当該物資の運搬に係る費用については、甲が負担するものとする。

(経費の請求及び価格の決定)

第7条 乙は、第5条の文書の提出後、甲の確認を受けて協力に要した経費を甲に請求するものとし、甲は乙に対し速やかに請求金額を支払うものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、災害時の直前における適正価格を基準とする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時における甲の防災活動の推進に対し、次に掲げる事項について可能な限り協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業

(2) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を互いに文書をもって報告するものとする。

2 前項の報告の内容に変更があった場合には、直ちに相手方に文書をもって報告するものとする。

(情報交換)

第11条 この協定の運用が円滑に行われるよう、適宜甲乙相互が情報交換し、必要に応じ資料等の提供を行うものとする。

(協定書の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(疑義等の解決)

第13条 この協定において疑義が発生した事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年12月27日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事 伊原木 隆太

乙 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
イオンリテール株式会社
中四国カンパニー支社長 末次 綱三